

# 羽曳野市周遊バスツアー促進事業補助金交付要綱

制定 2024年2月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽曳野市(以下「市」という。)への集客及び市内周遊による地域活性化を図るため、市内を周遊するバスツアーについて補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく登録旅行業者とする。

(補助対象ツアー)

第3条 補助金の交付対象となるツアー(以下「補助対象ツアー」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の観光施設を1箇所以上及び道の駅しらとりの郷・羽曳野(以下「道の駅」という。)を訪問し、市内で昼食若しくは夕食(いわゆるファーストフードを除く。)をとるツアー。ただし、道の駅が休業日の場合は、市内の観光施設を2箇所以上訪問とする。
- (2) 前項に規定する昼食若しくは夕食をとらない場合において、市内の観光施設を2箇所以上及び道の駅を訪問するツアー。ただし、道の駅が休業日の場合は、市内の観光施設を3箇所以上訪問とする。
- (3) 1回当たり20人以上(運転手及び添乗員を除く。)が参加するツアー
- (4) 次のいずれにも該当しないツアー
  - イ 学生団体のツアー
  - ロ 国又は地方公共団体が実施する視察又は研修
  - ハ 宗教活動又は政治活動として実施するもの
  - ニ 他の公的補助を受けているツアー

(補助金の額)

第4条 補助金の額は別表のとおりとする。ただし、補助できる上限は同一ツアー1日につきバス3台までとする。

2 前項の規定に関わらず、一般財団法人大阪はびきの観光局(以下「観光局」という。)が観光促進に必要があると認めるときは、3台を超えて補助することができる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、羽曳野市周遊バスツアー促進事業補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、ツアー予定日の2週間前までに観光局へ提出することにより申請しなければならない。

(補助金交付の決定)

第6条 観光局は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと判断した場合は、補助金の交付を決定するものとする。

(補助金交付決定の通知)

第7条 観光局は、補助金の交付について決定したときは、羽曳野市周遊バスツアー促進事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(ツアー内容の変更等)

第8条 申請者は、当該補助対象ツアーを変更し、又は中止する場合は、あらかじめ羽曳野市周遊バスツアー促進事業補助金変更(中止)届出書に必要な書類を添えて観光局に提出しなければならない。

(実施報告)

第9条 申請者は、補助対象ツアーが完了したときは、ツアー完了の日から起算して20日以内に、羽曳野市周遊バスツアー促進事業実施報告書(以下「実施報告書」という。)に必要な書類を添えて観光局に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 観光局は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると判断した場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を振り込むことによって申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第 11 条 観光局は、補助金の交付決定後において、申請書若しくは報告書の内容に虚偽や不正が認められたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により取消しの決定を行ったときは、羽曳野市周遊バスツアー促進事業補助金交付決定取消通知書により申請者に通知するものとする。

(事業の実施期間)

第 12 条 羽曳野市周遊バスツアー促進事業の実施期間は 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までとする。なお、補助金の交付確定額が、当該年度の予算額に達した場合は、その時点で事業は終了するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、観光局が別に定める。

別表(第4条関係)

区分	ツアーバス1台あたりの補助金額
日帰りツアー	30,000円